

## 提出書類について

### ■「請求書等」及び「戸籍書類」

主なケースである「遺族のうち誰かが前回の特別弔慰金を受給した場合」については、下表を参照してください。

※ これ以外の書類を提出いただく場合があります。

提出書類	前回受給者（ケース①）		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 (ケース②)	前回受給者が 先順位者 (ケース③)
請求書（様式1）	○ 戦没者等や請求者、国債の償還希望支払場所を記入する。			
現況申立書（様式2）	○ 戦没者等の死亡時点における遺族（子など）について、氏名や続柄、状況（死亡など）を記入する。			
令和7年4月1日現在の請求者の戸籍抄本	○ 基準日において、生存していること、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないか等を確認する。			
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍			○ 請求者と戦没者等の続柄を把握し、支給順位を確認する。	
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○ (※1)		△ (※2)
特別弔慰金失権事由非該当申立書（様式3・4）		○		

※ 様式は、窓口に備え付けています。

※ 相続人請求の場合の戸籍書類は、「請求者」を「被相続人（受給権者）」と読み替える。

(※1) 前回の基準日（令和2年4月1日）から令和7年3月31日の間の配偶者の戸籍

(※2) 第3～6順位の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求するとき

## ■請求者の状況に応じて必要な書類

請求者の状況に応じて提出いただく場合がある書類について、一部を例示します。

### ●請求手続を委任した場合の委任状（様式5）

請求者が高齢である等、諸般の事情から市区町村役場に出向くことが難しい場合には、請求手続を家族等に委任することができます。

### ●成年後見人等の登記事項証明書等

成年後見人等が請求手続を行う場合は、成年後見人等の権限や契約の内容等を確認するために必要です。登記事項証明書に別紙目録があるものは別紙も必要です。

### ●相続人であることを証する戸籍等

相続人であることは、以下の戸籍書類で確認します。

- ① 受給権者（被相続人）が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
  - ② 請求者（相続人）の請求時の戸籍
  - ③ 受給権者（被相続人）と請求者（相続人）との続柄がわかる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
- ※ 改姓等している場合は、2項目以上（名と生年月日等）同一であることにより、  
②と③に記載されている者が同一人であると確認
- ④ 請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）

（例）受給権者の兄弟姉妹が相続人請求する場合には、配偶者・子（及びその代襲相続人）・父母がいないことを証する戸籍